

合併で心配なことへの対応

①行政区画が拡大すると役場が遠くなり、これまでのような住民サービスが受けられなくなるのではないのでしょうか

- 現在の町村役場を「(仮称)総合行政センター」として位置づけるとともに、「支所」「出張所」も存続させるなど、これまでの住民サービスが低下しない新市の組織・機構とします。
- 新市建設計画の中で、「情報化の推進」を新市の主要施策として位置づけるとともに、「地域情報化推進プロジェクト」に取り組みます。

②地域格差(中心部と周辺部)が生じ、地域独自の生活や伝統文化が失われてしまうのではないのでしょうか

- 「(仮称)総合行政センター」に地域振興や活性化対策を担当する地域政策部門を置くなど、各地域の振興が図られる新市の組織・機構とします。
- 新市建設計画の中で、「郷土文化の継承と創造」や「コミュニティ活動の促進」を新市の主要施策として位置づけ、地域独自の伝統文化の尊重やコミュニティ活動の促進を図っていきます。
- 新市の総合計画を遅くとも平成19年度までに策定し、その計画の中で、地域別振興計画を盛り込むこととします。
- まちづくりに関する補助金、地域振興に関する補助金は、各市町村の現行制度の趣旨を活かし、新市に引き継ぐこととします。また、町内会に対する補助金も、当面、現行制度を存続させ、新市において、地域差を考慮に入れながら検討することとします。

③住民の意見が反映されにくくなるのではないのでしょうか

- 「(仮称)総合行政センター」に地域政策部門を置くなど、各地域の要望等が行政に十分反映させることができる新市の組織・機構とします。
- 新市建設計画の中で、「地方分権に対応した行財政運営の推進」を新市の主要施策として位置づけ、各地域における住民サービス向上のため、地域住民の意見を反映させる仕組みづくりを進めます。
- 合併特例法の規定を適用し、各市町村の議会議員がそのまま2年間在任することができる「在任特例」を利用するとともに、特例の期限経過後も選挙区を設定することにより、各地域の要望等を十分反映させることができるようにします。
- 各種委員、協議会等の委員の選任、委嘱に当たっては、各市町村から選任されるよう、地域配慮に努めます。
- 新市の各種計画の策定や実施・点検・見直し、施設の管理・運営等への住民の参画を積極的に進めます。

④財政的なメリット・デメリットはどうなるのでしょうか

- 堅実な財政運営を基調に、国による財政支援策、合併による歳出の削減効果、新市建設計画の実現に必要な経費、住民サービス等の調整に伴う経費などを盛り込み、合併後10年間の「財政計画」をまとめています。(14～15頁)
- 人件費や物件費、補助費等の行政経費については削減が見込まれますので、財政上のメリットがあります。(16～17頁)
- 合併特例法の規定により、合併特例債の発行や交付税措置など、国から様々な財政支援措置を受けることができます。(17頁)
- 特に、合併特例債の活用により、今までよりも有利な条件で、これまでと同程度の事業を行うことができます。

⑤公共料金などの住民負担や住民サービスの水準はどのようになるのでしょうか

- 住民生活に特に関わりの深い水道料金、下水道使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料、国民健康保険税(料)、個人市町村民税等の公共料金等について、新市における調整方針をまとめています。(18～35頁)
- 住民負担が大きくなる場合には、猶予期間を設け段階的に統一した料金に近づけるようにしていくことにより、急激に負担が大きくなるようにしていません。
- 市町村独自に行われてきた住民サービスを見直す場合には、これまで制度が設けられてきた趣旨を考慮し、経過措置を設け段階的に縮小するなど、激変緩和措置を講じています。



釧路地域6市町村合併協議会

〒085-0016 北海道釧路市錦町4-7(釧路錦町駐車場1F)
TEL 0154-31-8580・31-8781 FAX 0154-22-7060
ホームページ <http://www.kushiro-gappei.jp>
Eメール 6shityoson@kushiro-gappei.jp